

郡上藩江戸蔵屋敷開設委託業務仕様書

1. 目的

首都圏において郡上市（以下「本市」という。）の地域資源の魅力を伝えることで、本市に深く関わる人や資源を活かす人を育てるとともに、本市の価値（資源）の学びを通して、生き方、暮らし方の見つめ直しと再発見の場を創出する。さらに、歴史資産、文化資産を守り継承するために培われた知識や技をストックし発信するとともに、過去から現在に至るまで生み出された郡上の「逸品」を掘り起し、郡上ブランドへと発展させるために「郡上藩江戸蔵屋敷」を開設する。

昨年度からは「モノ」から繋がる関係人口の創出をテーマとし、After コロナを見据えた首都圏でのイベント展開を想定しつつ情報の蓄積と発信等を行った。今年度はその次の段階として、郡上側から魅力を発信するだけにとどまらず、郡上の人材と共に資源の価値の掘り起しから磨き上げまで参画する都市部の関係人口の獲得を目指す。

2. 委託業務名称

郡上藩江戸蔵屋敷開設委託業務

3. 業務概要

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下に掲げる本事業について、事業の目的、概要に沿って、企画し実施すること。なお、以下の事業については、原則仕様で示した内容を基本として進めることとするが、本事業の目的達成に効果的な取組みを提案の上で実施することも差し支えない。ただし、この場合は、市と協議のうえ実行するものとする。

4. 委託業務の内容・主な仕様

(1) 事業全体の企画管理

- ① 郡上藩江戸蔵屋敷事業のマネジメント
- ② 関係者（市内及び都内の人材）との調整・マッチング
- ③ 郡上藩江戸蔵屋敷ホームページ・SNSなど情報発信媒体の維持管理と発信（広報）
- ④ 次年度以降の継続実施に向けての企画及び運営方法の検討

(2) 蔵開きの実施（地域資源の魅力発信と体験機会の提供）

今年度も「モノ」からつながる関係人口の創出というテーマは継続し、郡上の産品に関わる様々な背景も含めて取材のうえ情報発信するとともに、新たな付加価値の創出や人材の育成につながる企画イベントや商品開発等を実施し、郡上の「モノ」をきっかけに郡上と都市部の人材がつながる蔵開きを展開する。

取り扱う「モノ」については、郡上の地域資源を活用した産品、郡上の伝統産業、新たに開発された地場産品、くらしに根差した食や品々などを対象とする。作られるようになった時期の新旧は問わない。一つの産品を中心に据えて蔵開きを展開するのか、いくつもの産品を組み合わせる蔵開き展開するのか、取り扱う内容構成については提案とする。

①取材と情報発信

通販サイトのような単なる「モノ」の紹介とどまらず、郡上の製品の背景(歴史や風土、作り手の思いやこだわり、地域との関わりなど)を丁寧に取材し、ウェブ講座や動画、記事の掲載など、それぞれの「モノ」に適した媒体、手法において情報発信を行うこと。

具体的な発信手法は提案とするが、制作した動画や記事は郡上藩江戸蔵屋敷の専用ウェブサイトやSNS等でいつでも閲覧できるよう掲載し、情報を蓄積していくこと。

②蔵開き(リアルイベント)の実施

①で取材した郡上の「モノ」や関連する魅力を、都内や郡上で体感できる講演やワークショップなどのリアルイベントを都内と市内で実施する。

都内については2日間、郡上市内についても2日以上イベントを実施すること。イベントの開催手法の詳細については、受託者の提案をもとに協議の上決定する。

イベントの実施に関わる項目は下記の通りとし、この事業に長年深い関わりを持つ参加者(関係人口)に意見の聴取や当日の運営協力を得ながら進めること。

- ・ 企画運営(詳細プログラム作成含む)
- ・ 講師や関係団体、開催会場との連絡調整
- ・ 事前告知及び参加者管理(募集・受付・諸通知)
- ・ 会場デザインづくり(展示含む)
- ・ 当日の進行・来場者対応
- ・ 記録(写真・動画)の編集、レポート作成、HP等への掲載
- ・ 参加者への継続的なフォローアップ

(3)「江戸蔵土産」の企画運営

「モノ」の購入をきっかけとした関係人口づくりの手段として今年度も「江戸蔵土産」を売り出すため、首都圏等では購入できない市内産品や、事業者の枠を超えたセット商品などを企画し販売を行う。扱う「モノ」に関わる歴史や出来上がるまでの過程、関わる人々を取り巻く背景も商品価値として付与して発信する。

周知・販売方法については、受託者の提案とする。なお、セット内容の一部に蔵開きで取り上げた商品も含めることは可とする。

- ・ 市内事業者等との連絡調整と継続した販売体制の構築
- ・ 取扱品のPRと首都圏への販路拡大に向けた提案
- ・ 都内での蔵開きイベントや郡上市の関係人口創出関連イベント実施の際の広報媒体制作

5. 委託業務の実施体制

委託業務の実施にあたっては、企画、管理、広報周知、映像などの制作、成果報告書作成について制作責任者を置くこと。また、制作責任者とは別に事業全体を統括する者を置くこと。

6. 市内で活動する地域づくり団体等の積極的な連携と活用

本市において、地域資源の活用により地域の活性化や持続的な地域経営等に取り組む地域づく

り団体や地場産品の生産者などを掘り起し、積極的な連携と活用を図ること。また、郡上藩江戸蔵屋敷を継続させるため、郡上市内外の多様な団体との連携し、運営手法の基本的な考え方や開催手法を工夫すること。

郡上藩江戸蔵屋敷の郡上側拠点として「郡上八幡 町屋敷越前屋」を積極的に活用すること。

7. 打合せ協議

本市との打合せ協議は、また、定期的（原則月1回）にミーティング（オンライン可）を行う。蔵開きの企画、周知、取材前などにも適宜協議の場を持ち、市との密接な連絡調整を確保して本事業を進める。また、受託者は、打合せ協議の内容を記録し、速やかに記録簿を提出するものとする。

8. 連絡調整

本業務の履行にあたっては、来庁、電子メール等により、本市監督員と緊密な連絡調整を図るものとする。連絡調整の結果については、受託者が記録・整理の上、速やかに本市監督員へ報告するものとする。本業務履行にあたり疑義が生じたときは、速やかに本市に報告するとともに、都度協議を行い、その指示を受けること。なお、本仕様書に定めがない事項については、別途協議を行うものとする。なお、詳細プログラム策定時において新たに項目追加等必要になった場合は、速やかに協議を行うこと。

9. 契約期間

契約日から令和5年3月15日（水）

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、郡上市個人情報保護条例（平成16年3月1日条例第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. 業務の継続が困難となった場合の措置について

本市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置

は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約の取消しができる。この場合、本市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

1 2. 成果品

受託者は、次の成果品を本市の定める期限までに提出すること。なお、成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 各講座や取材記事、交流会実施事業のレポート | 2部 |
| (2) 各種協議結果資料、記録簿及び報告書 | 2部 |
| (3) 上記電子データ（加工可能なもの） | 1部 |
| (4) その他本市が必要と認めた資料等 | |

1 3. その他留意事項

受託者は、本業務を進めていく上で、以下の点に留意すること。

- (1) 本仕様書に明示がない事項、または業務上疑義が発生した場合には、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、受託者は速やかに事業実施体制を整えること。また、事業の実施にあたっては、本市と十分協議した上で行うこと。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき事由により成果品に不備等があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。